

議案第八十三号

指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立郷土歴史館

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アクティオ・東急コミュニケーションズ共同事業体

東京都目黒区下目黒一丁目一番十一号目黒東洋ビル四階アクティオ株式会社内

三 指定の期間

平成三十年十一月一日から平成三十六年三月三十一日まで

(説明)

郷土歴史館の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十
七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。